

# 交通安全教育資料

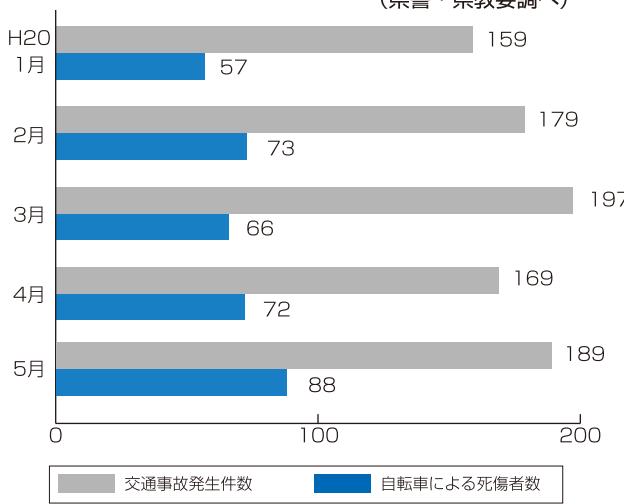


## 改正道路交通法施行

### 特集

### そんな運転でほんとうに大丈夫？

県内高校生の月別交通事故発生件数  
および自転車による死傷者数  
(県警・県教委調べ)



県警によれば、県内高校生の交通事故発生件数は、今年に入り五月末日現在、八九三件と前年同時期に比べ一九四件もの大幅な減少となっています。しかし、状態別を見ると相変わらず自転車による事故がバイクを上回りもつとも多く、事故対策への視点は変わりません。

一方、死亡者は、三月に起きたバイクによる一名ですが、毎年一〇名前後の命が失われていることを考えるとけつして予断を許しません。

さて、六月には改正道路交通法が施行されました。自転車の乗り方について、運転者にこれまで以上にしっかりととした規範意識が求められています。各校で生徒への周知徹底を図るとともに、事故防止に向けてのたゆみない取り組みが求められています。

そんな運転で

# ほんとうに大丈夫?????



あの時は、友達を自転車の後ろに乗せて帰宅するところでした。二人乗りをすることは法律でいけないことはわかつていませんでしたが、「事故になんて遭うわけがない」という思いと、「他の人もやっているから」という妙な安心感がありました。

ちょうど下り坂にさしかかった時でした。走っていた車道左側の歩道はだいぶ狭く、かなりのスピードと歩道の狭さのために運転が不安定になっていました。その時、思いもかけない歩道の段差が目の前に現れ、ハンドルを取られてしまい、自転車ごと車道に投げ出されてしまったのです。「キーピー！」 ものすごいブレーキ音に後ろを振り返るとすぐ近くに車が停車していました。

間一髪でした。二人とも命を失っていたかも知れない恐ろしさにしばらく身震いが止まりませんでした。

## 一人乗り



自転車通学中のことでした。信号機のない見通しの悪い交差点にさしかかった時です。いちいち止まるのも面倒だし、カーブミラーがあったので、きっと車の運転手が私の存在に気がついて、減速もしくは停止してくれるだろうと思つていました。私は一時停止せずに、何の疑いもなくそのまま交差点に進入したのです。

でも、ほんとうに大丈夫なら、実際、こんなに多くの事故は起こっていないはずですよね。事例を読みながら、その危険性について考えてみたいと思います。

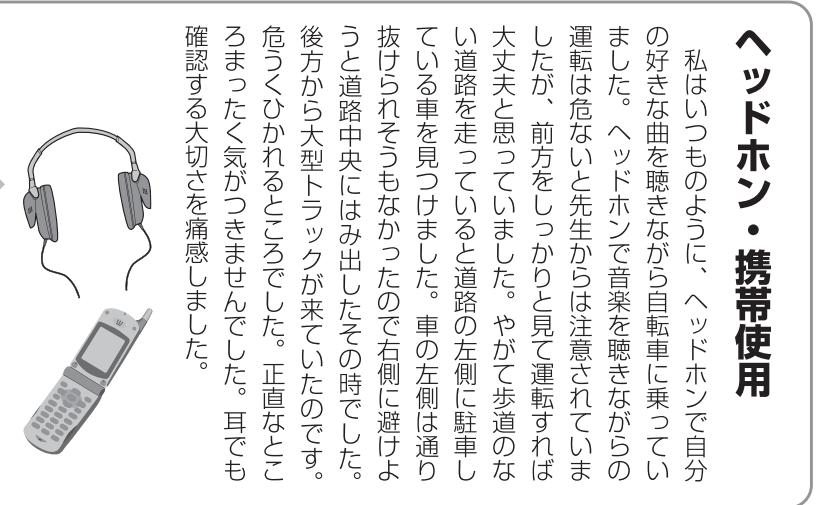
県高等学校交通安全教育研究会では、今年三月、県立高校10校の三年生約2千人を対象に、自転車事故状況についての調査を行いました。その中で、特に「ルールに関する調査」として、一時停止無視、一人乗り、傘差し運転、携帯やヘッドホンの使用などを、いかないことだと分かっているのになぜしてしまったのか、その理由についてたずねました。その結果、どれにも共通して、多くの回答があつた「理由」は、「注意を払っているから大丈夫」「自分にとってメリットがあるから」「特に危険だとは思わない」というものでした。ここに高校生の自転車乗車時の心理がよく表れていると思います。つまり、「このまま大丈夫・・・」といった、自己中心的な行動です。



## 一時停止違反

### ヘッドホン・携帯使用

私はいつものように、ヘッドホンで自分の好きな曲を聞きながら自転車に乗っています。ヘッドホンで音楽を聞きながらの運転は危ないと先生からは注意されていますが、前方をしっかりと見て運転すれば大丈夫と思っていました。やがて歩道のない道路を走っていると道路の左側に駐車している車を見つけました。車の左側は通り抜けられそうもなかったので右側に避けようとした大型トラックが来ていたのです。危うくひかれるところでした。正直なところまったく気がつきませんでした。耳でも確認する大切さを痛感しました。



朝から弱い雨が降っていました。カッパを着ればよかったですのですが、面倒だという思いがあり、つい傘を片手に自転車で学校へ向きました。

傘で前がよく見えませんでした。しかし、いつも通り慣れている道だったので、危ないという意識はありませんでした。

住宅街にさしかかった時でした。路地から「ゴミ」を出す女性が現れたのです。しかし、この時は傘が前の視界をさえぎり、発見が遅れてしまったうえに、片手ブレーキのため十分な減速ができず、女性に衝突していました。

### ※交通反則通告制度

比較的軽い違反行為については、反則金を納めることによって、刑事手続きによる処罰を受けずに済む制度。

- 1 「自転車安全利用五則」  
自転車は、車道が原則、歩道は例外  
車道は左側を通行  
歩道は歩行者優先で、車道寄りを  
徐行  
安全確認
- 2 安全ルールを守る  
●飲酒運転・一人乗り・並進の禁止  
●夜間はライトを点灯  
●交差点での信号遵守と一時停止・
- 3 4 子どもはヘルメットを着用
- 5 基本的に高校生は「自転車通行は車道が原則」ですね。  
自転車を利用するときには、次にあげる「自転車安全利用五則」をしっかりと意識し、特に「安全運転の義務」があることを忘れてはなりません。

平成二〇年六月、昨年度一部改正された道路交通法が施行されました。ここで述べた道路交通事故が施行されました。ここでも、みなさんが自転車に乗る際の注意すべき点「自転車の通行に関するルール」を今一度確認したいと思います。

改正道路交通法では、「普通自転車の歩道通行に関する規定」が見直され、自転車の歩道利用がかなり拡大されたような印象を受けます。しかし、自転車が自由に歩道を走りまわってよいこととなつたわけではありません。そこには次のような条件があります。

- ①道路標識で指定された場合
- ②運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等の場合
- ③車道または交通状況から見てやむを得ない場合

# ネットで検索！かながわの交通安全教育

神奈川県高等学校  
交通安全教育資料

20年の歩み

現在、神奈川県教育委員会ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4001/index.html>)にアクセスすると、県内高校生の交通事故発生件数、死傷者数などのデータや「かながわ新運動」についての資料、そして交通安全教育研究会編集の『交通安全教育資料』のバックナンバーなどが閲覧、印刷できます。

各校での指導に、ぜひ活用してください。

## かながわの教育 神奈川県教育委員会ホームページ

メニュー

学校教育 保健体育・安全・給食

Contents Menu

提供情報

かながわの交通安全教育 [保健体育課]

## 交通安全教育資料

### 第39号 訂正記事

本年三月発行の『交通安全教育資料第39号』の掲載記事の中で、著しく誤解を招く表現がありました。関係各位に深くお詫びすとともに訂正させていただきます。

誤 30年ぶりの道交法改正  
→  
正 30年ぶりの教則改正

※教則とは交通ルールやマナーなどを定めた「交通の方法に関する教則」のことです。  
※道交法については、平成十九年六月に一部が改正されています。

※神奈川県教育委員会ホームページには訂正済みの内容を掲載しています。



(全168ページ)

交通安全教育研究会発足20年記念誌として発行されました。20年間にわたる交通安全教育資料のすべてが収められています。LHR等で使える資料が満載です。現場での実践にぜひお役立てください。各校へ一部配付済みです。